

徳之島町 支え愛ボランティアポイント活動団体のしおり

1. ポイント付与活動について

- ・ポイント付与活動については、事業の目的に沿った活動であることが必要です。
 - ・各団体が活動を企画実施する際は次のような目的に沿うことをご確認ください。
- 虚弱な高齢者の生活の困りごとに対応したり、生きがいや介護予防の機会をつくること
- ・虚弱な高齢者等も含めて参加できるサロン活動
 - ・自分自身で行うことが困難な高齢者の生活支援（ゴミ出し、買い物など）
 - ・ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が安心して生活できるよう見守りや声かけ等の活動
- 介護保険施設での介護職員の手助けや入所者の楽しみとなる活動
- ・介護施設の清掃やレクリエーション訪問など

2. 活動団体の登録について

以下の場合には届出をお願いします。

（1）団体の代表者、ポイント管理者が変更になった時

（2）活動内容を追加や変更したいとき

・活動団体登録は、活動内容が目的に沿わない時やポイントシールの管理等が不適切であった時などは登録を取り消される場合があります。

3. 活動実施届出及び報告書について

- ・活動を行う際には、活動届出書（第4号様式）を提出し、ポイントシールの交付を受けてください。
- ・活動報告書（第5号様式）は、活動終了後に提出し、未使用分のシールの返却をお願いします。

4. ポイントシールの付与及び管理について

- ・ポイントの付与及びポイントシールの管理は適正に行ってください。
- ・活動時間はおおむね1時間程度としますので、短時間で終了した場合はポイント付与はできません。

・ポイントの付与は、活動確認後（終了時）に行ってください。

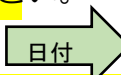
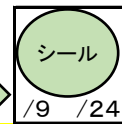
・参加者本人のカードを確認し、交付日を記入しシールを渡してください。

・カードの交付を受けていない方には、シールの配布はできません。

・カードを確認できない場合（忘れた・紛失など）は、ポイントシールの交付はできません。

・カードの交付を受けていない方は、希望者は社会福祉協議会にて参加登録ができることをご案内ください。

・活動届出、報告及びポイントシールの交付については 徳之島町社会福祉協議会にて行います。



徳之島社会福祉協議会

■開館時間 月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:30

■徳之島町亀津7674番地 (文化会館向かい)

☎ 83-1205